

三菱電機ACサーボシステム

セールスとサービス

No. 24-15

POPs条約使用禁止物質デクロンプラス対応についてのお知らせ

平素は、三菱電機ACサーボシステムに対し格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。
この度、新たに残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）附属書A（廃絶）に追加された物質への対応についてお伝えいたします。

記

1. 対象機種

サーボアンプおよび ドライブユニット (*2)	MR-J5シリーズ ※ [単軸400 V級] MR-J5-500_4_ ~ 700_4_を除く MR-J4シリーズ [単軸200 V級] MR-J4-70_ ~ 22K_, MR-J4-DU900_ ~ DU37K_ [単軸400 V級] MR-J4-60_4_ ~ 22K_4_, MR-J4-DU900_4_ ~ DU55K_4_ [多軸] MR-J4W2-22B ~ 1010B, MR-J4W3-222B ~ 444B
コンバータユニット	MR-CV11K ~ CV55K, MR-CV11K4 ~ CV75K4, MR-CR55K, MR-CR55K4
エンコーダケーブル	MR-J3JSCBL03M-A_-L, MR-J3ENSCBL_M-H, MR-J3ENSCBL_M-L (*3)
コネクタセット	MR-J3DDCNS, MR-J3DDSPS
絶対位置ユニット	MR-BTAS01
センシングユニット	MR-MT2100, MR-MT2200
サーボモータ	HG-KR23B_ ~ 43B_, HG-MR23B_ ~ 43B_ HG-SR_B_, HG-RR_B_, HG-UR_B_, HG-AK_B_, HG-JR_B_ HG-JR15K1_ ~ 37K1_, HG-JR22K1M_ ~ 55K1M_, HG-JR110K24_ ~ 220K24_ HK-KT23_B_ ~ 203_B_, HK-MT23_B_ ~ 103_B_ HK-ST_B_, HK-RT_B_
ダイレクトドライブモータ	TM-RFM_, TM-RG2M_, TM-RU2M_

*1. 上記製品を母体とした派生品も変更の対象となります。

*2. MR-J5シリーズの [多軸] MR-J5W_-, ドライブユニットMR-J5D_-も変更の対象となります。

デクロンプラスを含有しないMR-J5シリーズの [単軸400 V級] MR-J5-500_4_ ~ 700_4_は変更の対象ではありません。

デクロンプラスを含有しないMR-J4シリーズの [単軸] MR-J4-03A6_, [単軸100 V級] MR-J4-10_1_ ~ 40_1_, [単軸200 V級]

MR-J4-10_ ~ 60_, [多軸] MR-J4W2-0303B6は変更の対象ではありません。

デクロンプラスを含有しないMR-JNシリーズは変更の対象ではありません。

*3. デクロンプラスを含有しないMR-J3JSCBL03M-A_-L, MR-J3ENSCBL_M-A_-H, MR-J3ENSCBL_M-A_-Lは変更の対象ではありません。

発行 日付	2024年11月	件 名	POPs条約使用禁止物質デクロンプラス対応 についてのお知らせ	三菱電機株式会社名古屋製作所 〒461-8670 名古屋市東区矢田南5-1-14 ☎(052)721-2111大代表
----------	----------	--------	------------------------------------	--

2. 変更理由

2024年2月26日、国連事務総長から加盟国へ上記条約の附属書A（廃絶）へ3物質（デクロランプラス、UV-328、メトキシクロル）が追加となる通知が発令されました。条約締結国は、国連の通知から1年以内（2025年2月26日）に各国の法令にて規制内容と規制開始時期を制定することが求められております。各国の法令で当該物質の規制開始後、当該物質を含有した製品を流通・販売できなくなる可能性があります。そのため、当該規制に対応すべく、デクロランプラスを含有する部品の使用を取り止めます。なお、現在、生産中の製品において、UV-328およびメトキシクロルを含有する対象機種はございません。

3. 変更内容

サーボアンプ/サーボモータを構成する部品のうち、デクロランプラスを含む部品については、当該物質を含有しない部品に切り替えます。本変更に伴う製品の一般仕様、性能仕様、機能、および外形寸法は従来品から変更ございません。

4. 対応時期

2025年2月26日を目標に、順次対応を実施します。

当該規制に対応した製品については、担当支社までお問合せをお願いします。

※各国の規制状況により、上記の対応時期は変更する可能性があります。

5. 注意事項

対象機種および対象機種を搭載した装置を国外に輸出される場合は、各国の当該条約の規制内容についてご確認いただき、ご対応いただくようお願いします。